

京都市教育相談総合センター条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第127号）（教育相談総合センター）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市教育相談総合センターの駐車場の使用料の適正化を図ることとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市教育相談総合センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第127号

京都市教育相談総合センター条例の一部を改正する条例

京都市教育相談総合センター条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「250円」を「260円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(教育相談総合センター)